

第四次静岡県DV防止基本計画<構成概要>

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

DVは犯罪をも含む重大な人権侵害であり、他人に暴力(身体的、心理的、経済的、性的)を振るう行為はいかなる場合も、誰であっても、許されることではない。

静岡県では、DVの防止、被害者の保護・支援について、総合的に、かつ、きめ細かく実施するため、「静岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、様々な事業に取り組んで来た。

今回、第三次計画が2017年度末で満了することから、増え続けるDV相談等に対処するため、2018年度からの第四次計画を策定する。

2 計画の位置づけ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

3 計画期間

2018年度から2021年度まで(4年間)

現状と課題

○第三次DV防止基本計画に基づく様々な施策への取組により、周知が進んだ面があるものの、女性相談員が受け付けたDV相談件数は2016年度(2,923件)は、過去最高であった2015年度(2,983件)と同程度の相談件数となっている。

○また「過去1年間にDVを受けたことがある人」の割合は2013年度の3.2%より減少したものの、2017年度は2.9%の方がDV被害を受けたと回答している。(平成29年度静岡県の男女共同参画及びユニバーサルデザインに関する県民意識調査：平成29年8月)

○警察における全国の面前DVによる児童虐待通告数について2012年は5,431件であったが2016年は24,998件であり、急激に増加しているため、児童相談所等の関係機関との連携が一層重要となってきている。

計画策定の主なポイント

1 施策体系

○地域でのDVに関する的確な理解等に加え、DVのない環境づくりのための啓発が重要なことから、施策1の見出しを「DVをしない、させない」に修正
○市町、児童相談所等の関係機関との連携強化を図るため、施策5として「DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化」を新たに柱立てした。

2 市町、女性相談員、DV被害者、一時保護委託先の意見の反映

○DV防止に関する啓発の実施⇒施策1-(1)デートDV等について若年層への啓発や子どもへの教育、人権教育の実施について記載

○医療・教育機関等従事者への研修⇒施策1-(2)医療機関や教育機関等のDVを早期に発見できる機関に対し情報提供や研修を行い、早期発見のための支援体制の充実を図る旨を記載

○外国人の相談への対応⇒施策2-(4)相談窓口を4ヶ国語で記載したリーフレットの活用や多文化ソーシャルワーカーの育成、外国人住民相談員間でのネットワークの構築による支援の充実を図る旨を記載

○面前DVによる児童虐待通告の増加に伴う、児童相談所との連携の充実⇒施策3-(3)、5-(2)女性相談センターと児童相談所が連携を行う旨や学校等の関係機関においても連携を図る旨を記載

○親、子どもの心のケアの充実⇒施策3-(3)、4-(4)DV被害者や子どもに対し、関係機関と連携し心身のケアを充実する旨を記載

○施設退所後の支援の充実⇒施策4-(1)、4-(3)施設退所者へのフォローや母子家庭となった後の情報提供の実施等について記載

計画の推進体制等

1 計画の基本理念

DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指す

2 計画の推進体制

関係機関と連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

3 数値目標

項目	現状(基準値)2017年度	目標2021年度
過去1年間にDVを受けたことがある人の割合	女性4.3% 男性1.2% [全体2.9%]	[基準値より減少]
人権尊重の意識が生活の中に定着した住みよい県と感じる人の割合	37.1%	50%以上
人権啓発講座等参加人数	25,971人(2016年度)	毎年度3万人
市町におけるDV防止ネットワークの設置	29市町	全市町(35市町)
市における女性相談員の設置	17市	全市(23市)
県内における配偶者暴力相談支援センターの設置	4ヶ所	5ヶ所
多文化ソーシャルワーカーの育成	25市町217人(2016年度)	全市町1人以上

施策の推進

施策体系

主な取組

施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進(広報・啓発)

- (1)DV発生防止のための人権教育・啓発の推進
- (2)DV早期発見、通報のための広報、知識普及

施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり(相談)

- (1)静岡県女性相談センターの機能強化
- (2)静岡県男女共同参画センターの相談体制の充実
- (3)地域における相談体制の強化
- (4)外国人・障害のある人への配慮

施策3 DV被害者とその子どもの心身に配慮し安全を守る保護の実施(保護)

- (1)安全な保護のための関係機関の連携推進
- (2)一時保護施設の機能強化
- (3)子どもに対するケア体制の充実

施策4 DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援環境の整備(自立)

- (1)婦人保護施設の機能強化
- (2)自立に向けた支援制度の活用
- (3)住まい確保のための支援
- (4)心身のケア、生活のための支援、情報提供
- (5)就業に向けた支援

施策5 DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化(連携)

- (1)市町のDV施策推進の支援
- (2)相談機関ネットワークの強化
- (3)民間団体との協働による保護体制づくりの推進

- 学校等における予防教育の実施
- 医療関係者等における情報提供と研修強化
- 早期発見のための母子保健分野での適切な対応
- 女性相談員等に対する研修強化
- 男性被害者からの相談への対応
- 外国人に対する窓口の周知と支援体制の強化
- 円滑な保護のためのDV相談対応への研修の実施
- 保護命令の積極的利用と違反認知時の迅速な警察措置
- 児童相談所等関係機関との連携
- 婦人保護施設における自立のための支援の充実
- 自立支援及び生活保護制度について情報提供及び助言
- 市町におけるDV防止基本計画策定・改定支援
- 市町におけるDV防止ネットワークの設置
- 配偶者暴力相談支援センターの設置支援